

## 和泉市既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）の趣旨にかんがみ、本市に存する建築物（国、都道府県及び市町村が所有する建築物を除く民間建築物をいう。）の耐震診断を行う建築物の所有者に対し、予算の範囲内において和泉市既存民間建築物耐震診断補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、建築物の耐震化を促進し、もって地震による市内の人的・物的な被害の軽減を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 耐震診断 法第4条第2項第3号に規定する技術上の指針に基づき、建築物の地震に対する安全性を評価することをいう。

(2) 耐震診断技術者 次に掲げる建築技術者をいう。

ア 木造住宅の耐震診断にあつては、次のいずれかに該当するものをいう。

(ア) 一般財団法人日本建築防災協会主催「木造住宅の耐震診断と補強方法講習会」（原則として、平成24年度以降に開催されたものに限る。）の受講修了者で、建築士法（昭和25年法第202号）第2条第1項に規定する一級建築士、二級建築士又は木造建築士

(イ) 公益社団法人大阪府建築士会主催「既存木造住宅の耐震診断・改修講習会」（原則として、平成24年度以降に開催されたものに限る。）の受講修了者で、受講修了名簿に登録された者

イ 鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造等の建築物の耐震診断にあつては、建築士法第2条第1項に規定する一級建築士又は二級建築士で、都道府県知事が指定する「耐震診断講習会」の受講修了者として登録した者

ウ その他市長がア又はイと同等以上の技術を有すると認めた者

### (補助対象建築物)

第3条 補助の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、本市に存する建築物であつて、次の各号に掲げる全ての要件に該当する建築物とする。ただし、既にこの要綱に基づき補助金の交付を受けたものを除く。

(1) 昭和56年5月31日以前に工事着手した建築物で、原則として、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第4項又は同法第18条第3項の規定による建築

主事の確認済証の交付を受けた建築物

(2) 住宅（長屋、併用住宅及び共同住宅を含む。）又は次のいずれかに該当する建築物であって、現に居住又は使用している建築物及びこれから居住又は使用しようとする建築物

ア 法第14条第1号に規定する学校、病院及び老人ホーム並びに建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）第6条第1項第2号、第8号及び第9号に規定する建築物であって、同条第2項各号及び同条第3項に規定する規模以上の建築物

イ 法第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物のうち、アに規定する建築物以外の建築物

（補助対象者）

第4条 補助の対象となる者は、前条に規定する補助対象建築物の所有者（区分所有建築物にあつては、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する団体）とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、耐震診断に要する費用（単なる見積りに要した費用又は工事費を除く。）の2分の1とする。ただし、1,000,000円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第2号に規定する住宅については、次の各号に掲げる構造区分に従い、当該各号に定める額とする。

(1) 木造 1戸当たり50,000円として算出した額と耐震診断に要した費用（当該費用が耐震診断を実施する木造住宅の床面積に1,100円を乗じて得た額を限度とする。）の11分の10の額のいずれか低い額

(2) 木造以外 1戸当たり25,000円として算出した金額と前項の規定により算出した額のいずれか低い額

3 前2項の規定にかかわらず、第3条第2号アに規定する建築物については、耐震診断に要した費用（単なる見積りに要した費用又は工事費を除く。）の3分の2とする。ただし、1,333,000円を限度とする。

4 前3項の補助額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、耐震診断を実施する前に、市長に申請しなければならない。

（補助金の交付決定及び通知）

第7条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、当該申請の内容を審査の上、

補助金の交付を決定するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、当該決定の内容及び前項の規定により付した条件を補助申請者に通知するものとする。

3 市長は、審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、当該申請者にその理由を付して、その旨を通知するものとする。

(耐震診断の着手)

第8条 補助申請者（前条第2項の規定による補助金の交付決定を受けたものに限る。以下同じ。）は、当該通知書を受け取った日から90日以内に耐震診断に着手するものとし、着手したときは直ちに着手届を市長に提出しなければならない。

(交付申請内容の変更及び中止)

第9条 補助申請者は、交付申請内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による承認の申請があった場合において、内容を審査し、適当と認めるときは補助申請者に対し承認を行うものとする。その場合において、必要と認めるときは補助金の額その他補助金の交付決定に係る内容等を変更することができる。

3 補助申請者は、耐震診断を中止しようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(完了報告)

第10条 補助申請者は、耐震診断が完了したときは、速やかに市長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告は、耐震診断の完了した日から起算して20日を経過した日又は補助金の会計年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告書の提出があったときは、当該報告書等の内容を審査し、耐震診断が適正に行われたことを確認の上、補助金の額を確定し、速やかに補助申請者に補助金の額を通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助申請者は、前条の規定による補助金の確定通知書を受けたときは、当該通知書に定める確定額を請求するものとする。

(補助金の代理受領)

第13条 補助申請者は、補助申請者から依頼を受けて耐震診断を行った耐震診断技術者に対し、補助金の受領を委任することができる。

2 補助申請者は、前項の委任をしようとするときは、補助金の代理受領を委任した耐震診断技術者（以下「代理受領事業者」という。）から耐震診断に着手する前に同意を得なければならない。

（補助金の交付）

第14条 市長は、第12条の規定による補助金の交付請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助申請者に対し補助金を交付するものとする。

2 市長は、補助申請者から前条第2項の規定による補助金の代理受領に係る委任状の提出があったときは、前項の適用において、前項中の「補助申請者」を「代理受領事業者」と読み替えるものとする。

3 前項の規定により補助金が交付されたときは、代理受領事業者は、速やかに耐震診断に要した費用から既に支払われた額を差し引いた額の領収書を補助申請者に交付し、その写しを市長に提出しなければならない。

4 前項の提出があったときは、補助申請者に補助金が交付されたものとみなす。

（決定の取り消し）

第15条 市長は、補助申請者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。

（2）補助金を交付目的以外に使用したとき。

（3）補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

（4）この要綱の規定又はこれに基づく指示に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該補助金を既に交付しているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（補助申請者に対する指導）

第17条 市長は、補助事業の適正かつ円滑な執行を図るため、補助申請者に必要な指導及び助言をすることができる。

（書類の保存）

第18条 市長は、補助金に係る収支の状況を明らかにした帳簿及び書類を整備し、かつ、これらの帳簿及び書類を補助金の交付決定を行った年度の翌年度から起算して1

0年間保管しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱の実施に関して必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則（平成20年4月24日令達）

- 1 この訓令は、平成20年6月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行日前に、改正前の要綱第6条の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この訓令は、平成22年6月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行日前に、改正前の要綱第6条の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則

この訓令は、平成26年4月24日から施行する。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、公布日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成29年11月13日令達）

- 1 この訓令は、令達の日から施行する。
- 2 この訓令の施行日前に、改正前の要綱第6条の申請をした者については、なお従前の例によることができる。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和2年5月16日から施行する。